

## 景観に配慮した良質な宅地造成事業補助金交付制度について

### ○趣旨

この制度は、都市機能を集約させた都市構造の実現を目指し、既成市街地の低・未利用地の有効活用の促進を図るとともに、美しい景観の形成等による快適な生活環境と良質な宅地水準を確保するため、事業者が行う宅地造成事業に対し補助金を交付するものです。

### ○補助対象要件

- 1 対象区域 ・茅野都市計画用途地域指定区域内であること。
- 2 対象面積 ・3,000平方メートル以上であること。
- 3 開発道路 ・開発区域外の車道幅員5.0メートル以上の既存道路に5.0メートル以上の車道幅員をもって接続すること。
- 4 附加条件 ・都市計画法第29条における開発行為の許可を受けていること。  
・別紙に定める建築協定基準をみたす建築協定が締結されていること。
- 5 その他 ・申請者は、法人にあっては事業所を、個人にあっては住所を10年以上市内に有していること。  
・申請者は、市税滞納者及び市税未申告者（国民健康保険の被保険者にあっては、国民健康保険税を含む。）でないこと。

### ○補助対象経費及び補助額

対象経費	補助額	備考
道路築造経費 (有効道路幅員分に限る。)	1平方メートル当たり5,000円	開発区域内の車道幅員5.0メートル以上の道路の整備に要する経費
下水道建設費用 (開発道路に限る。)	公共下水道管渠の延長1メートル当たり30,000円	市道として帰属する道路に布設する公共下水道管渠の整備に限る
開発行為許可申請書作成費用	左欄に掲げる経費の2分の1の額	ただし、300万円を限度とする

## ○交付申請の流れ

### 1 申請（必要書類） ……申請書（様式第1号）

- (1) 事業全体の資金計画が示された事業全体計画書
- (2) 宅地造成予定箇所の位置図
- (3) 宅地造成予定箇所を確認できる写真
- (4) 対象経費の内訳が記載された計画書
- (5) 開発行為許可書の写し
- (6) 建築協定書案の写し
- (7) 法人にあっては、登記簿謄本及び組織構成等がわかる書類
- (8) 当該申込日の属する年度及び前年度における市税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

### 2 補助の決定

書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定します。

### 3 実績報告（必要書類） ……報告書（様式第6号）

- (1) 対象経費に要した費用に係る契約書及び領収書の写し並びにその内訳書
- (2) 宅地造成整備の状況を示す完成図書
- (3) 維持管理要領書
- (4) 開発行為工事完了検査済み証の写し
- (5) 工事写真および竣工写真
- (6) 建築協定書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

### 4 交付額の確定

実績報告書の受理後、内容の審査及び現地調査等により交付額を確定します。

### 5 補助金交付の請求

申請者は指定された請求書（様式第8号）により補助金の交付を請求します。

#### （その他）

- ・補助金交付決定後に申請内容の変更、補助事業の中止、予定期間内に完了しない場合は、速やかに市長の承認を受けて下さい。
- ・補助金の交付に関し事業計画等について報告を求めることがあります。
- ・虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合や、交付を不相当とした場合は交付を取消し、既に交付した補助金の返還を命ずることがあります。